

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会
合同分科会の設置について

分科会等名：遺伝資源分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員 会に○印を付け る。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 農学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>遺伝資源とは研究開発の材料として用いられる動物・植物・微生物の生物系統、集団、個体、組織、細胞、遺伝子 (DNA) を含めた総称であり、生命科学の重要な研究基盤である。遺伝資源の利用で得られる利益の配分に関する国際的な取り決めである「名古屋議定書」に基づいて、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得して学術や産業に活かすために、大学や研究機関等における遺伝資源の取り扱いを適切に行う必要がある。また、デジタル DNA 配列情報を名古屋議定書の対象とすることが生物多様性条約締結国会議で決定されたため、利益配分の方法等に関して単独学協会を超えた分野横断的な視点から時宜を得た議論を進める必要がある。</p> <p>本分科会は、関係する事業活動や学協会と連携して遺伝資源の整備活用方策や遺伝資源の取り扱いについて審議・提言を行うことを目的として設置する。</p>
4	審議事項	<p>1. 遺伝資源の整備活用方策 2. 生物多様性条約及び名古屋議定書における遺伝資源の取り扱い</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和6年2月29日～令和8年9月30日
6	備考	第25期の「遺伝資源分科会」と「農学分野における名古屋議定書関連検討分科会」を併合して第26期「遺伝資源分科会」として設置する。